



スポーツ団体ガバナンスコードに 関するヒアリング報告書

A-FA

— 目次 —

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目診断結果	3
------------------------	---

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目診断結果

- ガバナンスの診断基準は、「制度」と「運用」の2つの側面から診断項目を設定し、ガバナンスの診断を行うことである。ガバナンス診断を行う際の、各診断項目の定義は以下のとおりである。
 - 制度:承認者の承認を受け、適用対象者全員に周知されたリスク対応のルールを策定すること(ルールとは方針、業務手順、判断基準をまとめたものであり、名称・形態は問わない)

到達度	診断	Lv	定義
未到達		Lv0	有効なルールがない
		Lv1	ルールが不十分または有効なルールはあるが関係者全員に周知されていない
		Lv2	有効なルールが関係者全員に口頭で周知されている
到達		Lv3	有効なルールが関係者全員に文書で周知されている
		Lv4	文書化・周知されたルールについて協会外部の第三者によるチェックを受けている

- 運用:ルールどおりに取組みを実施すること

到達度	診断	Lv	定義
未到達		Lv0	運用体制(責任者、担当者)がない
		Lv1	運用体制はあるが、ルールを逸脱し、ルールが形骸化している、またはルールが不十分であるため、運用が不十分
		Lv2	運用体制があるが、ルールが徹底されておらず、一部に運用上の不備が見られる
到達		Lv3	運用体制があり、ルールに沿って適切に運用されている
		Lv4	運用体制の取組について協会外部の第三者によるチェックを受けている

組織基盤強化に向けたガバナンス診断

診断結果リスクマトリクス

運用 制度	Lv0 	Lv1 	Lv2 	Lv3 	Lv4 
Lv0 	● 原則2 ● 原則3(1) ● 原則6(3)		● 原則3(2)		
Lv1 		● 原則1(3) ● 原則6(2),(4)	● 原則1(1)		
Lv2 			● 原則6(1)	● 原則4(1)	
Lv3 				● 原則1(4) ● 原則5 ● 原則6(5)	
Lv4 					● 原則4(2), (3)

トピックス

- 以下の項目については、事業運営に必要な体制は概ね構築されていると考えられます。
 - 公正かつ適切な会計処理
 - 会計規程・経理にかかわる職務分掌表が策定されており、当該規程・職務分掌表に則って適切に業務が行われており、会計原則が遵守されています。
 - JFAの補助金ルール等に従い、適切に補助金申請が行われています。
 - 会計処理について、事務局内に適切なチェック体制があり、また税理士により定期的に確認が行われています。
 - 適切な理事会運営
 - 定款において理事会運営ルールが定められており、当該ルールに則って、適切に理事会が運営されています。また、監事により、協会運営について適切に確認されています。
 - 法令に基づく情報開示
 - 法令において開示が定められている情報は、定款に定められている方法(事務所への掲示)を通して、適切に開示されています。
- 以下の項目については、事業運営に必要な体制は一部構築されているものの、スポーツ団体ガバナンスコードと照らした場合、追加で検討が必要と考えられます。
 - 法令遵守のための取組み
 - 団体に適用される法令・事業運営に当たって適用される法令等に関する情報を収集し、A-FAIに及ぼす影響を把握した上で適切に遵守するための体制や周知方法を整備・運用する必要があります。
 - 基本方針(ビジョン・ミッション等)の策定・公表
 - A-FAI内で基本方針について議論・検討を行い、基本方針を策定し、公表する必要があります。
 - コンプライアンス強化のための取組み
 - JFAから提供される情報やツールを活用し、役職員・指導者及び競技者等に向けたコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス強化を図る必要があります。

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目(1/6)

原則1	法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。
小項目	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること (2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること (3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること
対応リスク	H-01 理事会の有効性の低下 H-02 監事監査の有効性の低下 H-03 不適格な理事・監事の就任 M-01 理事の倫理観の欠如 M-02 職員の倫理観の欠如

※【診断対象項目】

- 原則1(2) – 全ての47FA及び9地域FAは法人格を有しているため、原則1(2)は適用対象外です。

診断項目	診断	実施されている活動	
(1)	制度 Lv1 	現状	【達成】 ① 定款が策定されています。 【未達】 ① 以前は定款について総会資料に織り込むことにより定期的に周知されていたものの、現在では周知されていません。 ② 団体に適用される法令(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等)を適切に遵守するための体制が整備されていません。
		改善策	① 定款に改定があった場合には、総会資料に織り込む等により周知すること。 ② 団体に適用される法令に十分な知見を有する外部専門家(司法書士・弁護士等)・JFAからの情報を参考に、団体に適用される法令を適切に遵守するための体制を整備すること。
	運用 Lv2 	現状	【達成】 ① 過去から定款・団体に適用される法令への違反事案は発生していません。 【未達】 -
		改善策	① 知見を有する専門家・JFAからの情報を参考に、団体に適用される法令遵守のための継続的な情報収集を図ること。
(3)	制度 Lv1 	現状	【達成】 ① 会計規程・会費規程・旅費規程・事務局規程・就業規則等が策定されています。 【未達】 ① 会計規程・会費規程・旅費規程・事務局規程・就業規則等は策定されているものの、その他事業運営に当たって必要な規程が、一部策定されていません。 ② 事業運営に当たって適用される法令等を適切に遵守するための体制が整備されていません。
		改善策	① 事業運営に当たって適用される法令等に十分な知見を有する外部専門家(司法書士・弁護士等)・JFAからの情報を参考に、事業運営に当たって適用される法令等を適切に遵守するための規程を策定すること。 ② 知見を有する専門家・JFAからの情報を参考に、事業運営に当たって適用される法令等を適切に遵守するための体制を整備すること。
	運用 Lv1 	現状	【達成】 ① 過去から事業運営に当たって適用される法令等への違反事案は発生していません。 【未達】 -
		改善策	① 策定された規程を適切に運用すること。 ② 整備された事業運営に当たって適用される法令等を適切に遵守するための体制を適切に運用すること。また、法令等に改正があった場合には、規程変更等の対応を適切に行うことが望ましい。
(4)	制度 Lv3 	現状	【達成】 ① 定款において、理事会運営ルールが定められています。 ② 定款において、理事の職務権限規定が定められています。また、基本規程において、各委員会の職務事項について記載されており、実質的に理事の職務分掌が定められています。 ③ 定款において、監事の職務権限規定が定められています。 ④ 理事の新陳代謝を図る仕組み(定年制)が整備されています。 【未達】 -
		改善策	① 外部理事・女性理事の登用について協議を行い、対応方針を策定することが望ましい。 ② 理事会の規模の適正性に関する確認を定期的に行うための仕組みを整備することが望ましい。 ③ 監事監査規程を策定することが望ましい。
	運用 Lv3 	現状	【達成】 ① 定款に従い、議事録が適切に作成されています。 ② 監事が適切に理事会に出席しており、協会運営について確認されています。 【未達】 -
		改善策	① 策定された外部理事及び女性理事の対応方針に従って、登用を検討することが望ましい。 ② 整備された理事会の規模の適正性に関して定期的に確認するための仕組みに従って、運用することが望ましい。

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目(2/6)

原則2	組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。
小項目	小項目なし
対応リスク	H-06 策定した計画の不備 L-01 ビジョン、ミッション、価値観の未策定（策定済の場合、浸透状態を含む）

診断項目	診断	実施されている活動	
小項目なし	制度 Lv0 	現状	【達成】 - 【未達】 ① 基本方針(ビジョン・ミッション等)が策定されていません。
		改善策	① A-FAの基本方針について事務局・理事会で議論・検討し、基本方針(ビジョン・ミッション等)を策定すること。策定された基本方針を元に、中長期計画を策定することが望ましい。また、基本方針・中長期目標策定時には、各委員会・登録者等のステークホルダーからの意見を幅広く収集することが望ましい。 ② JFAからの情報を参考に、財務の健全性確保に係る計画を策定することが望ましい。策定時には、事務局内で自主財源確保のための方策を議論・検討することが望ましい。
	運用 Lv0 	現状	【達成】 - 【未達】 ① 基本方針(ビジョン・ミッション等)が策定・公表されていません。
		改善策	① 策定された基本方針(ビジョン・ミッション等)をウェブサイト・協会冊子等を通して、公表すること。併せて、中長期目標・財務の健全性確保に係る計画も公表することが望ましい。

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目(3/6)

原則3	暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。
小項目	(1)役職員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと (2)指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと
対応リスク	H-05 不正な経理処理 H-11 協会関係者によるハラスメント、暴力暴言、差別的行為 H-12 競技関係者によるハラスメント、暴力暴言、差別的行為 H-18 クライシス発生時の危機管理対応 H-22 会場での人的災害事故 M-01 理事の倫理観の欠如 M-02 職員の倫理観の欠如 M-03 選手、監督、コーチの倫理観の欠如 M-04 倫理・コンプライアンスに関するモニタリングと監査の不足 M-06 非倫理的行為の取扱いの整備不足(内部通報の取扱い運用不足等)

診断項目	診断	実施されている活動	
(1)	制度 Lv0 	現状	【達成】 - 【未達】 ① コンプライアンス規程が策定されていません。
		改善策	① JFAからの情報や他FAのコンプライアンス規程を参考に、コンプライアンス規程を策定すること、又は、JFAの倫理規範の準用を検討すること。 ② 上記の規程又は規範の内容を周知すること。
	運用 Lv0 	現状	【達成】 - 【未達】 ① 過去から役職員に対するコンプライアンス研修が実施されていません。
		改善策	① JFAコンプライアンス・ハンドブックの活用やJFAから提供される情報やツールを活用等により、定期的に役職員に対するコンプライアンス研修を実施すること。また、理事会に併せてコンプライアンス研修を実施する、E-Learningを活用する等の対象者が漏れなく受講できるための取組みを実施することが望ましい。
(2)	制度 Lv0 	現状	【達成】 - 【未達】 ① コンプライアンス規程が策定されていません。
		改善策	① JFAからの情報や他FAのコンプライアンス規程を参考に、コンプライアンス規程を策定すること、又は、JFAの倫理規範の準用を検討すること。 ② 上記の規程又は規範の内容を周知すること。
	運用 Lv2 	現状	【達成】 ① 指導者養成講習会の中で、コンプライアンスに関する説明が実施されています。 【未達】 ① 指導者養成講習会の中で、コンプライアンスに関する説明が実施されているものの、コンプライアンスに関する説明のための時間が十分に確保されていません。
		改善策	① 指導者養成講習会の内容にコンプライアンス研修を織り込むこと等により、指導者に対するコンプライアンス研修を実施すること。実施する際には、時間・内容が十分であるか検討・議論すること。また、指導者に対するコンプライアンス研修内において、競技者に対するコンプライアンス指導方針・方法を説明することが望ましい。

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目(4/6)

原則4	公正かつ適切な会計処理を行うべきである。
小項目	(1)財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること (2)国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること (3)会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること
対応リスク	H-05 不正な経理処理 H-14 利益相反取引 M-11 職務分掌と決裁権限が不十分

診断項目	診断	実施されている活動	
(1)	制度 Lv2 	現状	【達成】 ① 会計規程が策定されており、当該内容が経理に係る理事・職員に周知されています。 ② 経理にかかわる職務分掌表が策定されています。 【未達】 ① 会計規程は策定されているものの、詳細な業務手順を定めた経理マニュアルが策定されていません。
		改善策	① 業務の属人化を防ぐため、詳細な業務手順を定めた経理マニュアルを策定すること。 ② 理事の利益相反取引に係る規程を策定することが望ましい。
	運用 Lv3 	現状	【達成】 ① 会計規程や経理にかかわる職務分掌表に基づき業務が行われており、会計原則等が遵守されています。 【未達】 -
		改善策	① 策定された経理マニュアルに従って、適切に運用すること。 ② 策定された利益相反取引に係る規程に従い、適切に利益相反取引を防止することが望ましい。 ③ 定期的に、事務局職員・各委員会担当者に対して、会計処理や各種財務書類作成に関する研修を実施することが望ましい。
(2)	制度 Lv4 	現状	【達成】 ① A-FA独自の補助金利用に係る規程・マニュアル等は策定されていないものの、補助金の支給団体(JFA及びA県体育協会)策定の補助金利用に係るマニュアル等を遵守し、補助金申請を行うことが定められています。 【未達】 -
		改善策	-
	運用 Lv4 	現状	【達成】 ① 補助金利用に関し、適切な利用のために求められるルールを遵守しています。 ② 補助金支給団体(JFA及びA県体育協会)による申請内容に関する確認が行われています。 【未達】 -
		改善策	① 補助金申請に係る工数削減のため、各委員会担当者に対して補助金利用に関する研修を実施することが望ましい。
(3)	制度 Lv4 	現状	【達成】 ① 会計処理について、経理にかかわる職務分掌表が策定されており、起票及び確認を別々の担当者が実施するチェック体制が整備されています。 ② 会計処理について、外部専門家(税理士)が利用されており、税理士へ容易に相談することが可能な体制が整備されています。 ③ 事務局内でのチェック後、税理士が伝票と証憑の確認を実施するチェック体制が整備されています。 【未達】 -
		改善策	-
	運用 Lv4 	現状	【達成】 ① 上記チェック体制(事務局内・税理士)が適切に運用されており、必要に応じて事務局への質問・コメント等が適宜行われています。 ② 事務局内でシステムに入力した会計データは、税理士に転送されています。 ③ 税理士により、3か月に一度のペースで、伝票、銀行通帳及び関連証憑が確認されています。 【未達】 -
		改善策	-

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目(5/6)

原則5	法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。
小項目	小項目なし
対応リスク	H-08 法人としての不十分な情報開示

診断項目	診断	実施されている活動	
小項目なし	制度 Lv3 	現状	【達成】 ① 定款において、公告の方法が定められています。 【未達】 -
		改善策	① JFAからの情報を参考に、開示対象書類・開示申請・開示方法等が定められた情報開示に係る規程を策定することが望ましい。 ② 情報開示に係る責任者を定めることが望ましい。 ③ JFAからの情報を参考に、A-FA内で情報開示方針・積極的に開示すべき情報等を定めることが望ましい。
	運用 Lv3 	現状	【達成】 ① A-FA内に掲示することにより、適切に貸借対照表・正味財産増減計算書等が開示されています。 【未達】 -
		改善策	① A-FA内で定められた方針に従い、ウェブサイト・SNSツール等において、積極的に情報開示を行うことが望ましい。 ② JFAからの情報を参考に、情報開示のため、個人情報を取扱う場合には、取扱い方法（プライバシーポリシー、情報漏えい等）に留意することが望ましい。

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目(6/6)

原則6	高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード＜NF向け＞の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。
小項目	小項目なし
対応リスク	H-04 役員の不適切な報酬 H-07 予算執行管理の不備 H-17 個人情報(代表選手やサッカーファミリー等)の漏洩 H-21 会場での自然災害事故 H-22 会場での人的災害事故 M-06 非倫理的行為の取扱いの整備不足(内部通報の取扱い運用不足等)

診断項目	診断	実施されている活動	
(1) 予算執行管理 について	制度 Lv2 	現状	【達成】 ① 予算執行管理に係るルールが、関係する理事及び職員に口頭で周知されています。 【未達】 ① 予算執行管理に係る規程が策定されていません。
		改善策	① JFAからの情報を参考に、予算執行管理に係る規程を策定すること。
	運用 Lv2 	現状	【達成】 ① 予算執行について、理事会で承認されています。 ② 予算と実績の比較分析が実施されており、当該分析結果について理事会で報告されています。 【未達】 -
		改善策	① 策定された予算執行管理に係る規程を適切に運用すること。
(2) 役員報酬 について	制度 Lv1 	現状	【達成】 ① 定款において、役員の報酬に係る支給基準(基本的には、無報酬。常勤の役員に対してのみ、社員総会の議決を経て、報酬を支給することができる。)が定められています。 【未達】 ① 役員等への謝金の取扱いに係る規程が策定・文書化されていません。
		改善策	① 潜脱的に不当に高額な報酬が役員に対して支給されることを防ぐために、役員報酬に係る規程・役員等への謝金の取扱いに係る規程を策定すること。
	運用 Lv1 	現状	【達成】 ① 役員の報酬等について、支給決定額と実際支給額とが一致していることが、当該役員以外の事務局員や外部専門家(税理士)によって確認されています。 【未達】 ① 支給される役員等への報酬・謝金について、根拠となる規程が一部策定されていないため、決定プロセスが不透明です。
		改善策	① 策定された役員報酬に係る規程・役員等への謝金の取扱いに係る規程を適切に運用すること。
(3) 個人情報の 取扱いについ て	制度 Lv0 	現状	【達成】 - 【未達】 ① 個人情報の取扱いの方針・規程が周知されていません。
		改善策	① 個人情報の取扱いの方針・規程を周知すること。
	運用 Lv0 	現状	【達成】 - 【未達】 ① 個人情報を取扱う機会は少ないものの、個人情報が漏洩した場合の対応方針・手順が明確になっておらず、適切に運用されていません。
		改善策	① 個人情報が漏洩した場合の対応方針・手順を明確にし、適切に運用すること。

診断項目	診断	実施されている活動	
(4) 通報窓口 について	制度 Lv1 	現状	【達成】 ① A-FAウェブサイトにおいて問い合わせフォームが設置・電話番号等の問い合わせ先が公表されています。 【未達】 ① 問い合わせフォーム・電話番号等の問い合わせが公表されているものの、コンプライアンス違反の情報を積極的に収集するための通報窓口が設置されていません。 ② 通報等があった場合の対応方針・手順が定められていません。
		改善策	① A-FA内で発生したコンプライアンス違反を早期発見するため、通報窓口を設置すること又はA-FAウェブサイトにおいて、JFAの通報窓口へのリンクを表示すること。また、当該通報窓口の運用に係るルールを策定すること。 ② JFAからの情報を参考に、通報等があった場合の対応方針・手順を議論・検討し、定めること。
	運用 Lv1 	現状	【達成】 － 【未達】 ① 通報があった場合の対応方針・手順が定められておらず、通報ごとの個別対応となっています。
		改善策	① 協会冊子での配布・事務局内の閲覧可能な場所に掲示する・HP上で公表すること等により、設置された通報窓口を協会関係者に対して周知すること。 ② 定められた通報時の対応方針・手順を適切に運用すること。
(5) 大会・会場運営 について	制度 Lv3 	現状	【達成】 ① JFAの大会運営に関する規則・細則等(競技会規則・大会ガイドライン等)が、理事及び職員に対して周知されています。 【未達】 －
		改善策	－
	運用 Lv3 	現状	【達成】 ① 個々の大会において想定される自然災害の発生可能性や発生時の対応について、事前に協議が実施されています。 【未達】 －
		改善策	－



スポーツ団体ガバナンスコードに 関するヒアリング報告書

B-FA

— 目次 —

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目診断結果	3
------------------------	---

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目診断結果

- ガバナンスの診断基準は、「制度」と「運用」の2つの側面から診断項目を設定し、ガバナンスの診断を行うことである。ガバナンス診断を行う際の、各診断項目の定義は以下のとおりである。
 - 制度:承認者の承認を受け、適用対象者全員に周知されたリスク対応のルールを策定すること(ルールとは方針、業務手順、判断基準をまとめたものであり、名称・形態は問わない)

到達度	診断	Lv	定義
未到達		Lv0	有効なルールがない
		Lv1	ルールが不十分または有効なルールはあるが関係者全員に周知されていない
		Lv2	有効なルールが関係者全員に口頭で周知されている
到達		Lv3	有効なルールが関係者全員に文書で周知されている
		Lv4	文書化・周知されたルールについて協会外部の第三者によるチェックを受けている

- 運用:ルールどおりに取組みを実施すること

到達度	診断	Lv	定義
未到達		Lv0	運用体制(責任者、担当者)がない
		Lv1	運用体制はあるが、ルールを逸脱し、ルールが形骸化している、またはルールが不十分であるため、運用が不十分
		Lv2	運用体制があるが、ルールが徹底されておらず、一部に運用上の不備が見られる
到達		Lv3	運用体制があり、ルールに沿って適切に運用されている
		Lv4	運用体制の取組について協会外部の第三者によるチェックを受けている

組織基盤強化に向けたガバナンス診断

診断結果リスクマトリクス

運用 制度	Lv0 	Lv1 	Lv2 	Lv3 	Lv4 
Lv0 	● 原則6(3)				
Lv1 	● 原則3(1) ● 原則6(5)	● 原則1(1), (3) ● 原則2 ● 原則6(2)	● 原則3(2) ● 原則6(1)		
Lv2 			● 原則6(4)	● 原則4(1)	
Lv3 				● 原則1(4) ● 原則5	
Lv4 					● 原則4(2), (3)

トピックス

- 以下の項目については、事業運営に必要な体制は概ね構築されていると考えられます。
 - 公正かつ適切な会計処理
 - JFAの補助金ルール等に従い、適切に補助金申請が行われています。
 - 会計処理について、事務局内に適切なチェック体制があり、また会計事務所により定期的に確認が行われています。
 - 適切な理事会運営
 - 定款において理事会運営ルールが定められており、当該ルールに則って、適切に理事会が運営されています。また、監事により、協会運営について適切に確認されています。
 - 法令に基づく情報開示
 - 法令において開示が定められている情報は、定款に定められている方法(官報)及びB-FAウェブサイトを通して、適切に開示されています。
- 以下の項目については、事業運営に必要な体制は一部構築されているものの、スポーツ団体ガバナンスコードと照らした場合、追加で検討が必要と考えられます。
 - 法令遵守のための取組み
 - 団体に適用される法令・事業運営に当たって適用される法令等に関する情報を収集し、B-FAに及ぼす影響を把握した上で適切に遵守するための体制や周知方法を整備・運用する必要があります。
 - 基本方針(ビジョン・ミッション等)の策定・公表
 - B-FA内で基本方針について議論・検討を行い、基本方針を策定し、公表する必要があります。
 - コンプライアンス強化のための取組み
 - JFAから提供される情報やツールを活用し、役職員、指導者及び競技者等に向けたコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス強化を図る必要があります。
- 以下の項目は、スポーツ団体ガバナンスコードで要求されている水準以上の取組みを実施していると考えられます。
 - 健全な財政状態確保のための取組み
 - 経理規程・経理マニュアル等に規定されていないものの、実務では業者との癒着防止や適正価格での発注のため、相見積等が実施されています。

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目(1/6)

原則1	法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。
小項目	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること (2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること (3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること
対応リスク	H-01 理事会の有効性の低下 H-02 監事監査の有効性の低下 H-03 不適格な理事・監事の就任 M-01 理事の倫理観の欠如 M-02 職員の倫理観の欠如

※【診断対象項目】

- 原則1(2) – 全ての47FA及び9地域FAは法人格を有しているため、原則1(2)は適用対象外です。

診断項目	診断	実施されている活動	
(1)	制度 Lv1 	現状	【達成】 ① 定款改定があった場合には、改定詳細について、理事会・総会を通して周知されています。 ② (定款を含む)B-F A要綱冊子が、B-F A関係者(登録チーム等)に対して、定期的に配布されています。 【未達】 ① 団体に適用される法令(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等)を適切に遵守するための体制が整備されていません。
		改善策	① 団体に適用される法令に十分な知見を有する外部専門家(司法書士・弁護士等)・JFAからの情報を参考に、団体に適用される法令を適切に遵守するための体制を整備すること。
	運用 Lv1 	現状	【達成】 ① 過去から定款への違反事案は発生していません。 【未達】 ① 過去に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律への違反事案(収支相償違反)が発生したことがあります。(現在は既に違反状況は解決されています。)
		改善策	① 知見を有する専門家・JFAからの情報を参考に、団体に適用される法令遵守のための継続的な情報収集を図ること。
(3)	制度 Lv1 	現状	【達成】 ① 事務局規程・会員規則・就業規則が策定されています。 【未達】 ① 事務局規程・会員規則・就業規則は策定されているものの、その他事業運営に当たって必要な規程が、一部策定されていません。 ② 事業運営に当たって適用される法令等を適切に遵守するための体制が整備されていません。
		改善策	① 事業運営に当たって適用される法令等に十分な知見を有する外部専門家(司法書士・弁護士等)・JFAからの情報を参考に、事業運営に当たって適用される法令等を適切に遵守するための規程を策定すること。 ② 知見を有する専門家・JFAからの情報を参考に、事業運営に当たって適用される法令等を適切に遵守するための体制を整備すること。
	運用 Lv1 	現状	【達成】 ① 過去から事業運営に当たって適用される法令等への違反事案は発生していません。 【未達】 -
		改善策	① 策定された規程を適切に運用すること。 ② 整備された事業運営に当たって適用される法令等を適切に遵守するための体制を適切に運用すること。また、法令等に改正があった場合には、規程変更等の対応を適切に行うことが望ましい。
(4)	制度 Lv3 	現状	【達成】 ① 定款において、理事会運営ルールが定められています。 ② 定款において、理事の職務権限規定が定められています。実務に沿って、理事の業務分担表が作成されています。 ③ 定款において、監事の職務権限規定が定められています。 ④ 理事の新陳代謝を図る仕組み(定年制)が整備されています。 【未達】 -
		改善策	① 外部理事・女性理事の登用に関して協議を行い、対応方針を策定することが望ましい。 ② 理事会の規模の適正性に関する確認を定期的に行うための仕組みを整備することが望ましい。 ③ 監事監査規程を策定することが望ましい。
	運用 Lv3 	現状	【達成】 ① 定款に従い、議事録が適切に作成されています。 ② 監事による財務諸表等の確認が行われ、必要に応じコメント等が実施されています。 ③ 理事会の多様性を図るため、有識者や女性理事が選任されています。 【未達】 -
		改善策	① 策定された外部理事及び女性理事の対応方針に従って、登用を検討することが望ましい。 ② 整備された理事会の規模の適正性に関して定期的に確認するための仕組みに従って、運用することが望ましい。

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目(2/6)

原則2	組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。
小項目	小項目なし
対応リスク	H-06 策定した計画の不備 L-01 ビジョン、ミッション、価値観の未策定（策定済の場合、浸透状態を含む）

診断項目	診断	実施されている活動	
小項目なし	制度 Lv1 	現状	【達成】 ① 設立趣意書が策定されています。 ② 過去から、組織として目指すべき中期目標（B国体の開催、フットボールセンター建設等）が定められています。 【未達】 ① 基本方針（ビジョン・ミッション等）が策定されていません。
		改善策	① B-FAの基本方針について事務局・理事会で議論・検討し、基本方針（ビジョン・ミッション等）を策定すること。基本方針策定時には、各委員会・登録者等のステークホルダーからの意見を幅広く収集することが望ましい。 ② JFAからの情報を参考に、財務の健全性確保に係る計画を策定することが望ましい。策定時には、事務局内で自主財源確保のための方策を議論・検討することが望ましい。
	運用 Lv1 	現状	【達成】 ① B-FAウェブサイトにおいて、設立趣意書が公表されています。 【未達】 ① 基本方針（ビジョン・ミッション等）が策定・公表されていません。
		改善策	① 策定された基本方針（ビジョン・ミッション等）について、ウェブサイト・協会冊子等を通して、公表すること。併せて、中期目標・財務の健全性確保に係る計画も公表することが望ましい。

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目(3/6)

原則3	暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。
小項目	(1)役職員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと (2)指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと
対応リスク	H-05 不正な経理処理 H-11 協会関係者によるハラスメント、暴力暴言、差別的行為 H-12 競技関係者によるハラスメント、暴力暴言、差別的行為 H-18 クライシス発生時の危機管理対応 H-22 会場での人的災害事故 M-01 理事の倫理観の欠如 M-02 職員の倫理観の欠如 M-03 選手、監督、コーチの倫理観の欠如 M-04 倫理・コンプライアンスに関するモニタリングと監査の不足 M-06 非倫理的行為の取扱いの整備不足(内部通報の取扱い運用不足等)

診断項目	診断	実施されている活動	
(1)	制度 Lv1 	現状	【達成】 ① B-FAのコンプライアンス規程は策定されていないものの、JFAの倫理規範を準用することがB-FAの内部で定められています。 【未達】 ① JFAの倫理規範を準用することがB-FAの内部で定められてるものの、倫理規範を遵守すべき対象者が明確にされておらず、当該内容も遵守すべき対象者に十分に周知されていません。
		改善策	① JFAの倫理規範の対象者を明確にし、当該内容を十分に周知すること。
	運用 Lv0 	現状	【達成】 - 【未達】 ① 過去から役職員に対するコンプライアンス研修が実施されていません。
		改善策	① JFAコンプライアンス・ハンドブックの活用やJFAから提供される情報やツールを活用等により、定期的に役職員に対するコンプライアンス研修を実施すること。また、理事会に併せてコンプライアンス研修を実施する、E-Learningを活用する等の対象者が漏れなく受講できるための取組みを実施することが望ましい。
(2)	制度 Lv1 	現状	【達成】 ① B-FAのコンプライアンス規程は策定されていないものの、JFAの倫理規範を準用することがB-FAの内部で定められています。 【未達】 ① JFAの倫理規範を準用することがB-FAの内部で定められてるものの、倫理規範を遵守すべき対象者が明確にされておらず、当該内容も遵守すべき対象者に十分に周知されていません。
		改善策	① JFAの倫理規範の対象者を明確にし、当該内容を十分に周知すること。
	運用 Lv2 	現状	【達成】 ① 指導者養成講習会の中で、コンプライアンスに関する説明が実施されています。 ② 一部の種別において、指導者に対するウェル・フェア講習会が、定期的に実施されています。 【未達】 ① 指導者に対するコンプライアンス研修が一部で実施されているものの、B-FA全体で統一的に実施されておらず、コンプライアンスに関する説明のための時間が十分に確保されていません。
		改善策	① 指導者養成講習会の内容にコンプライアンス研修を織り込むこと等により、指導者に対するコンプライアンス研修を実施すること。実施する際には、時間・内容が十分であるか検討・議論すること。また、指導者に対するコンプライアンス研修内において、競技者に対するコンプライアンス指導方針・方法を説明することが望ましい。

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目(4/6)

原則4	公正かつ適切な会計処理を行うべきである。
小項目	(1)財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること (2)国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること (3)会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること
対応リスク	H-05 不正な経理処理 H-14 利益相反取引 M-11 職務分掌と決裁権限が不十分

診断項目	診断	実施されている活動	
(1)	制度 Lv2 	現状	【達成】 ① 旅費規程・報酬規程が策定されています。 【未達】 ① 会計処理に係るルールが口頭にて周知されているものの、会計処理全体に係る経理規程や詳細な業務手順を定めた経理マニュアルが文書化されていません。
		改善策	① 業務の属人化を防ぐため、他FAの規程を参考にすること等により、経理規程・経理マニュアルを文書化すること。 ② 事務局内の閲覧可能な場所に掲示する・定期的に各委員会担当者に対する研修会を実施すること等により、策定された経理規程・経理マニュアルについて、定期的に経理業務に関係する理事及び職員等の関係者に対して周知すること。 ③ 理事の利益相反取引に係る規程を策定することが望ましい。
	運用 Lv3 	現状	【達成】 ① 経理規程や経理マニュアルは文書化されていないものの、会計処理に係るルールが口頭で周知されており、会計原則等は遵守されています。 ② 理事の利益相反取引に係る規程が策定されていないものの、理事就任時に自己申告を行う・当該申告内容について確認を行うことにより、利益相反取引が防止されています。 【未達】 -
		改善策	① 策定された経理規程や経理マニュアル・監事監査に関する規程に従って、適切に運用すること。 ② 定期的に、事務局職員・各委員会担当者に対して、会計処理や各種財務書類作成に関する研修を実施することが望ましい。
(2)	制度 Lv4 	現状	【達成】 ① B-FA独自の補助金利用に係る規程・マニュアル等は策定されていないものの、補助金の支給団体(JFA及びB県体育協会)策定の補助金利用に係るマニュアル等を遵守し、補助金申請を行うことが定められています。 【未達】 -
		改善策	-
	運用 Lv4 	現状	【達成】 ① 補助金利用に関し、適切な利用のために求められるルールを遵守しています。 ② 補助金支給団体(JFA及びB県体育協会)による申請内容に関する確認が行われています。 【未達】 ① 補助金の申請に関し、各委員会からの提出書類(領収書等含む)に一部不備があり、手戻りが生じることがあります。
		改善策	① 補助金申請に係る工数削減のため、各委員会担当者に対して補助金利用に関する研修を実施することが望ましい。
(3)	制度 Lv4 	現状	【達成】 ① 会計処理について、起票及び確認を別々の担当者が実施するチェック体制が整備されています。 ② 会計処理について、外部専門家(会計事務所)が利用されており、会計事務所へ容易に相談することが可能な体制が整備されています。 ③ 事務局内でのチェック後、会計事務所が伝票確認を実施するチェック体制が整備されています。 【未達】 -
		改善策	-
	運用 Lv4 	現状	【達成】 ① 上記チェック体制(事務局内・会計事務所)が適切に運用されており、会計事務所による伝票確認時に、必要に応じて事務局への質問・コメント等が適宜行われています。 ② 会計事務所により、事務局内で管理している会計数値に関しては前年との比較分析レポートが定期的に作成されています。 【未達】 -
		改善策	-

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目(5/6)

原則5	法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。
小項目	小項目なし
対応リスク	H-08 法人としての不十分な情報開示

診断項目	診断	実施されている活動	
小項目なし	制度 Lv3 	現状	【達成】 ① 定款において、公告の方法が定められています。 【未達】 -
		改善策	① JFAからの情報を参考に、開示対象書類・開示申請・開示方法等が定められた情報開示に係る規程を策定することが望ましい。 ② 情報開示に係る責任者を定めることが望ましい。 ③ JFAからの情報を参考に、B-FA内で情報開示方針・積極的に開示すべき情報等を定めることが望ましい。
	運用 Lv3 	現状	【達成】 ① B-FAウェブサイト・官報において、適切に貸借対照表・正味財産増減計算書等が開示されています。 【未達】 -
		改善策	① B-FA内で定められた方針に従い、ウェブサイト・SNSツール等において、積極的に情報開示を行うことが望ましい。 ② JFAからの情報を参考に、情報開示のため、個人情報を取扱う場合には、取扱い方法（プライバシーポリシー、情報漏えい等）に留意することが望ましい。

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目(6/6)

原則6	高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード＜NF向け＞の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。
小項目	小項目なし
対応リスク	H-04 役員の不適切な報酬 H-07 予算執行管理の不備 H-17 個人情報(代表選手やサッカーファミリー等)の漏洩 H-21 会場での自然災害事故 H-22 会場での人的災害事故 M-06 非倫理的行為の取扱いの整備不足(内部通報の取扱い運用不足等)

診断項目	診断	実施されている活動	
(1) 予算執行管理 について	制度 Lv1 	現状	【達成】 ① 一部内容が不十分であるものの、予算執行管理に係るルールが、関係する理事及び職員に口頭で周知されています。 【未達】 ① 予算執行管理に係る規程が策定されていません。
		改善策	① JFAからの情報を参考に、予算執行管理に係る規程を策定すること。
	運用 Lv2 	現状	【達成】 ① 予算執行について、理事会で承認されています。 ② 事務局のみの実績値の前期比較分析及び各委員会ごとの予算実績分析が実施されています。 【未達】 ① 事務局のみの実績値の前期比較分析は実施されているものの、B-FA全体での実績の前期比較分析が実施されていません。 ② 各委員会ごとの予算実績分析は実施されているものの、B-FA全体での予算実績分析が実施されていません。
		改善策	① B-FA全体での実績値の前期比較分析や予算実績分析を実施すること。 ② 策定された予算執行管理に係る規程を適切に運用すること。
(2) 役員報酬 について	制度 Lv1 	現状	【達成】 ① 定款において、役員の報酬に係る支給基準（基本的には、無報酬。常勤の役員に対してのみ、総会で定められる総額の範囲内で報酬を支給することができる。）が定められています。 【未達】 ① 役員等への謝金の取扱いに係る規程が策定・文書化されていません。
		改善策	① 潜脱的に不当に高額な報酬が役員に対して支給されることを防ぐために、役員の報酬に係る規程とは別に、役員等への謝金の取扱いに係る規程を策定すること。
	運用 Lv1 	現状	【達成】 ① 役員の報酬等について、支給決定額と実際支給額とが一致していることが、当該役員以外の事務局員や外部専門家(会計事務所)によって確認されています。 【未達】 ① 支給される役員等への報酬・謝金について、根拠となる規程が一部策定されていないため、決定プロセスが不透明です。
		改善策	① 策定された役員等への謝金の取扱いに係る規程を適切に運用すること。
(3) 個人情報の 取扱いについ て	制度 Lv0 	現状	【達成】 - 【未達】 ① 個人情報の取扱いの方針・規程が周知されていません。
		改善策	① 個人情報の取扱いの方針・規程を周知すること。
	運用 Lv0 	現状	【達成】 - 【未達】 ① 個人情報を取扱う機会は少ないものの、個人情報が漏洩した場合の対応方針・手順が明確になっておらず、適切に運用されていません。
		改善策	① 個人情報が漏洩した場合の対応方針・手順を明確にし、適切に運用すること。

診断項目	診断	実施されている活動	
(4) 通報窓口 について	制度 Lv2 	現状	【達成】 ① 規律・フェアプレー委員会が設置されており、通報等があった場合には、当該委員会にて対応する体制が整備されています。 【未達】 ① 電話番号等の問い合わせ先が公表されているものの、コンプライアンス違反の情報を積極的に収集するための通報窓口が設置されていません。 ② 通報等があった場合には、上記規律・フェアプレー委員会に対応することが定められているものの、対応方針・手順が定められていません。
		改善策	① B-FA内で発生したコンプライアンス違反を早期発見するため、通報窓口を設置する又はB-FAウェブサイトにおいて、JFAの通報窓口へのリンクを表示すること。また、当該通報窓口の運用に係るルールを策定すること。 ② JFAからの情報を参考に、通報等があった場合の規律・フェアプレー委員会での対応方針・手順を議論・検討し、定めること。
	運用 Lv2 	現状	【達成】 ① 制度としての通報窓口は設置されていないものの、通報等があった場合には規律・フェアプレー委員会にて、対応がされています。 【未達】 －
		改善策	① 協会冊子での配布・事務局内の閲覧可能な場所に掲示する・HP上で公表すること等により、設置された通報窓口を協会関係者に対して周知すること。 ② 定められた通報時の対応方針・手順を適切に運用すること。
(5) 大会・会場運営 について	制度 Lv1 	現状	【達成】 － 【未達】 ① JFAの大会運営に関する規則・細則等(競技会規則・大会ガイドライン等)が、理事及び職員に対して周知されていません。
		改善策	① 書類として配布する又はJFAのウェブサイトにて上記規程・細則等が開示されている旨を周知する等により、JFAの大会運営に関する規則・細則等(競技会規則・大会ガイドライン等)の内容について、大会運営に係る理事及び職員に周知すること。
	運用 Lv0 	現状	【達成】 － 【未達】 ① 個々の大会において想定される自然災害の発生可能性や発生時の対応について、事前に協議が実施されていません。
		改善策	① 個々の大会において想定される自然災害の発生可能性について、事前に協議を実施すること。また、協議時に、自然災害が発生した際の対応方針等についても併せて議論・検討すること。



スポーツ団体ガバナンスコードに 関するヒアリング報告書

C-FA

— 目次 —

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目診断結果	3
------------------------	---

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目診断結果

- ガバナンスの診断基準は、「制度」と「運用」の2つの側面から診断項目を設定し、ガバナンスの診断を行うことである。ガバナンス診断を行う際の、各診断項目の定義は以下のとおりである。
 - 制度:承認者の承認を受け、適用対象者全員に周知されたリスク対応のルールを策定すること(ルールとは方針、業務手順、判断基準をまとめたものであり、名称・形態は問わない)

到達度	診断	Lv	定義
未到達		Lv0	有効なルールがない
		Lv1	ルールが不十分または有効なルールはあるが関係者全員に周知されていない
		Lv2	有効なルールが関係者全員に口頭で周知されている
到達		Lv3	有効なルールが関係者全員に文書で周知されている
		Lv4	文書化・周知されたルールについて協会外部の第三者によるチェックを受けている

- 運用:ルールどおりに取組みを実施すること

到達度	診断	Lv	定義
未到達		Lv0	運用体制(責任者、担当者)がない
		Lv1	運用体制はあるが、ルールを逸脱し、ルールが形骸化している、またはルールが不十分であるため、運用が不十分
		Lv2	運用体制があるが、ルールが徹底されておらず、一部に運用上の不備が見られる
到達		Lv3	運用体制があり、ルールに沿って適切に運用されている
		Lv4	運用体制の取組について協会外部の第三者によるチェックを受けている

組織基盤強化に向けたガバナンス診断

診断結果リスクマトリクス

運用 制度	Lv0 	Lv1 	Lv2 	Lv3 	Lv4 
Lv0 	● 原則3(2) ● 原則6(3)				
Lv1 		● 原則1(3) ● 原則6(2)	● 原則1(1) ● 原則3(1)		
Lv2 			● 原則6(1) ● 原則6(4)	● 原則4(1)	
Lv3 			● 原則5	● 原則1(4) ● 原則2 ● 原則6(5)	
Lv4 					● 原則4(2), (3)

トピックス

1. 以下の項目については、事業運営に必要な体制は概ね構築されていると考えられます。

- ① 公正かつ適切な会計処理
 - ・ JFAの補助金ルール等に従い、適切に補助金申請が行われています。
 - ・ 会計処理について、事務局内に適切なチェック体制があり、また税理士法人により定期的に確認が行われています。
- ② 適切な理事会運営
 - ・ 定款において理事会運営ルールが定められており、当該ルールに則って、適切に理事会が運営されています。また、監事により、協会運営について適切に確認されています。
- ③ 基本方針(ビジョン・ミッション等)の策定・公表
 - ・ 基本方針(ビジョン・ミッション等)及び当該方針に基づいた中長期計画が、策定・公表されています。

以下の項目については、事業運営に必要な体制は一部構築されているものの、スポーツ団体ガバナンスコードと照らした場合、追加で検討が必要と考えられます。

- ① 法令遵守のための取組み
 - ・ 団体に適用される法令・事業運営に当たって適用される法令等に関する情報を収集し、C-FAIに及ぼす影響を把握した上で適切に遵守するための体制や周知方法を整備・運用する必要があります。
- ③ コンプライアンス強化のための取組み
 - ・ JFAから提供される情報やツールを活用し、役職員・指導者及び競技者等に向けたコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス強化を図る必要があります。
- ③ 法令に基づく情報開示
 - ・ 法令において開示が定められている情報について、事務所に据え置くだけでなく、定款にて定められている方法(電子公告)で開示する必要があります。

3. 以下の項目は、スポーツ団体ガバナンスコードで要求されている水準以上の取組みを実施していると考えられます。

- ① 自主財源確保のための取り組み
 - ・ 自主財源確保に係る方針・方策について、積極的に事務局内で議論・検討がされています。
- ② 補助金業務に係る工数削減のための取組み
 - ・ 定期的に各委員会経理担当者に対して経理研修会(税理士法人も関与)が実施されており、補助金業務に関わる説明が実施されています。これにより、各委員会が補助金業務を適切に実施でき、事務局による修正等のための工数が削減されています。

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目(1/6)

原則1	法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。
小項目	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること (2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること (3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること
対応リスク	H-01 理事会の有効性の低下 H-02 監事監査の有効性の低下 H-03 不適格な理事・監事の就任 M-01 理事の倫理観の欠如 M-02 職員の倫理観の欠如

※【診断対象項目】

- 原則1(2) – 全ての47FA及び9地域FAは法人格を有しているため、原則1(2)は適用対象外です。

診断項目	診断	実施されている活動	
(1)	制度 Lv1 	現状	【達成】 ① 定款改定があった場合には、改定後の定款が配布されています。 ② 定款が、常時閲覧可能な状態で、C-FA内に保管されています。 ③ 外部専門家(弁護士等)に常時相談可能な体制が整備されています。 【未達】 ① 外部専門家を利用しているものの、法令等に係る情報を定期的に収集する等の団体に適用される法令を適切に遵守するための体制が整備されていません。
		改善策	① 団体に適用される法令に十分な知見を有する外部専門家(弁護士等)・JFAからの情報を参考に、団体に適用される法令を適切に遵守するための体制を整備すること。
	運用 Lv2 	現状	【達成】 ① 法令において開示が定められている情報について、事務局内に据え置くことにより開示されているものの、定款にて定められている公告方法(電子公告)では開示されておらず、定款違反が発生しています。 【未達】 -
		改善策	① 法令において開示が定められている情報をC-FAウェブサイト(電子公告)で開示することにより、違反状況を解消すること。 ② 知見を有する専門家・JFAからの情報を参考に、団体に適用される法令遵守のための継続的な情報収集を図ること。
(3)	制度 Lv1 	現状	【達成】 ① 事務処理規程、就業規則(個人情報保護に係るルール含む)が策定されています。 【未達】 ① 事務処理規程、就業規則は策定されているものの、その他事業運営に当たって必要な規程が、一部策定されていません。 ② 事業運営に当たって適用される法令等を適切に遵守するための体制が整備されていません。
		改善策	① 事業運営に当たって適用される法令等に十分な知見を有する外部専門家(弁護士等)・JFAからの情報を参考に、事業運営に当たって適用される法令等を適切に遵守するための規程を策定すること。 ② 知見を有する専門家・JFAからの情報を参考に、事業運営に当たって適用される法令等を適切に遵守するための体制を整備すること。
	運用 Lv1 	現状	【達成】 ① 過去から事業運営に当たって適用される法令等への違反事案は発生していません。 【未達】 -
		改善策	① 策定された規程を適切に運用すること。 ② 整備された事業運営に当たって適用される法令等を適切に遵守するための体制を適切に運用すること。また、法令等に改正があった場合には、規程変更等の対応を適切に行うことが望ましい。
(4)	制度 Lv3 	現状	【達成】 ① 定款において、理事会運営ルールが定められています。 ② 定款において、理事の職務権限規定が定められています。 ③ 定款において、監事の職務権限規定が定められています。 ④ 理事の新陳代謝を図る仕組み(定年制)が整備されています。 【未達】 -
		改善策	① 外部理事・女性理事の登用に関して協議を行い、対応方針を策定することが望ましい。 ② 理事会の規模の適正性に関する確認を定期的に行うための仕組みを整備することが望ましい。 ③ 監事監査規程を策定することが望ましい。
	運用 Lv3 	現状	【達成】 ① 定款に従い、議事録が適切に作成されています。 ② 定款に従い、財務諸表等について、適切に監事による監査が実施されています。 ③ 理事会の多様性を図るため、女性理事が選任されています。 【未達】 -
		改善策	① 策定された外部理事及び女性理事の対応方針に従って、登用を検討することが望ましい。 ② 整備された理事会の規模の適正性に関して定期的に確認するための仕組みに従って、運用することが望ましい。

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目(2/6)

原則2	組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。
小項目	小項目なし
対応リスク	H-06 策定した計画の不備 L-01 ビジョン、ミッション、価値観の未策定（策定済の場合、浸透状態を含む）

診断項目	診断	実施されている活動	
小項目なし	制度 Lv3 	現状	【達成】 ① 基本方針・中長期計画（桃太郎ビジョン）が策定されています。 ② 自主財源確保のための方策について、C-FA内で積極的に議論・検討されています。 【未達】 -
		改善策	① JFAからの情報を参考に、財務の健全性確保に係る計画を策定することが望ましい。
	運用 Lv3 	現状	【達成】 ① 策定された基本方針・中長期計画に係る冊子を作成することにより、基本方針等について公表されています。 【未達】 -
		改善策	① 定期的に基本方針・中長期計画を見直し・適宜更新を実施することが望ましい。

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目(3/6)

原則3	暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。
小項目	(1)役職員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと (2)指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと
対応リスク	H-05 不正な経理処理 H-11 協会関係者によるハラスメント、暴力暴言、差別的行為 H-12 競技関係者によるハラスメント、暴力暴言、差別的行為 H-18 クライシス発生時の危機管理対応 H-22 会場での人的災害事故 M-01 理事の倫理観の欠如 M-02 職員の倫理観の欠如 M-03 選手、監督、コーチの倫理観の欠如 M-04 倫理・コンプライアンスに関するモニタリングと監査の不足 M-06 非倫理的行為の取扱いの整備不足(内部通報の取扱い運用不足等)

診断項目	診断	実施されている活動	
(1)	制度 Lv1 	現状	【達成】 ① コンプライアンス規程は策定されていないものの、就業規則においてコンプライアンスに係る規定（セクシャルハラスメント、労務、個人情報保護について等）が定められています。 ② 就業規則策定時に、当該規程の内容について、周知されています。また、当該規程が、閲覧可能な状態で、G-FA内に保管されています。 【未達】 ① コンプライアンスに係る規定が一部就業規則にて定められているものの、網羅的に具体的な遵守事項を定めたコンプライアンス規程が策定されていません。
		改善策	① JFAからの情報や他FAのコンプライアンス規程を参考に、コンプライアンス規程を策定すること、又は、JFAの倫理規範の準用を検討すること。 ② 上記の規程又は規範の内容を周知すること。
	運用 Lv2 	現状	【達成】 ① 理事に対してウェルフェア・オフィサー講習会に参加することが推奨されています。（当該取組みにより講習会に含まれるコンプライアンス研修を受講することが可能になります。） 【未達】 ① 過去から役職員に対するコンプライアンス研修が実施されていません。
		改善策	① JFAコンプライアンス・ハンドブックの活用やJFAから提供される情報やツールを活用等により、定期的に役職員に対するコンプライアンス研修を実施すること。また、理事会に併せてコンプライアンス研修を実施する、E-Learningを活用する等の対象者が漏れなく受講できるための取組みを実施することが望ましい。
(2)	制度 Lv0 	現状	【達成】 - 【未達】 ① 指導者・競技者等に対するコンプライアンス規程が策定されていません。
		改善策	① JFAからの情報や他FAのコンプライアンス規程を参考に、コンプライアンス規程を策定すること、又は、JFAの倫理規範の準用を検討すること。 ② 上記の規程又は規範の内容を周知すること。
	運用 Lv0 	現状	【達成】 - 【未達】 ① 過去から指導者・競技者等に対するコンプライアンス研修が実施されていません。
		改善策	① 指導者養成講習会の内容にコンプライアンス研修を織り込むこと等により、指導者に対するコンプライアンス研修を実施すること。また、指導者に対するコンプライアンス研修内において、競技者に対するコンプライアンス指導方針・方法を説明することが望ましい。

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目(4/6)

原則4	公正かつ適切な会計処理を行うべきである。
小項目	(1)財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること (2)国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること (3)会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること
対応リスク	H-05 不正な経理処理 H-14 利益相反取引 M-11 職務分掌と決裁権限が不十分

診断項目	診断	実施されている活動	
(1)	制度 Lv2 	現状	【達成】 ① 会計処理規程が策定されています。 ② 会計処理規程が、常時閲覧可能な状態で、C-FA内に保管されています。 【未達】 ① 会計処理規程は策定されているものの、詳細な業務手順を定めた経理マニュアルが策定されていません。
		改善策	① 業務の属人化を防ぐため、詳細な業務手順を定めた経理マニュアルを策定すること。 ② 理事の利益相反取引に係る規程を策定することが望ましい。
	運用 Lv3 	現状	【達成】 ① 会計処理規程に基づき業務が行われており、会計原則等が遵守されています。 ② 理事及び各種委員会の経理担当者等に対しての経理研修会が、定期的に開催されています。また、当該研修会への参加費を無料にする・各委員会の経理担当者の出席を必須にする等の対象者がもれなく受講できるための取組みが実施されています。 ③ 経理研修会にて、外部専門家(税理士法人)及び事務局職員によって作成された詳細な会計処理に係る資料が配布されています。 【未達】 -
		改善策	① 策定された経理マニュアルに従って、適切に運用すること。 ② 策定された利益相反取引に係る規程に従い、適切に利益相反取引を防止することが望ましい。
(2)	制度 Lv4 	現状	【達成】 ① C-FA独自の補助金利用に係る規程・マニュアル等は策定されていないものの、補助金の支給団体(JFA及びC県スポーツ協会)策定の補助金利用に係るマニュアル等を遵守し、補助金申請を行うことが定められています。 【未達】 -
		改善策	-
	運用 Lv4 	現状	【達成】 ① 補助金利用に関し、適切な利用のために求められるルールを遵守しています。 ② 補助金支給団体(JFA及びC県スポーツ協会)による申請内容に関する確認が行われています。 ③ 経理研修会にて、各委員会の経理担当者に対して補助金利用に係る説明が実施されています。 【未達】 -
		改善策	-
(3)	制度 Lv4 	現状	【達成】 ① 会計処理について、起票及び確認を別々の担当者が実施するチェック体制が整備されています。 ② 会計処理について、公益法人に係る知見を有する外部専門家(税理士法人)が利用されており、税理士法人へ容易に相談することが可能な体制(電子会議室の設置)が整備されています。 ③ 事務局内でのチェック後、税理士法人が伝票確認を実施するチェック体制が整備されています。 【未達】 -
		改善策	-
	運用 Lv4 	現状	【達成】 ① 上記チェック体制(事務局内・税理士法人)が適切に運用されています。 ② 税理士法人により、証憑・伝票・補助簿(現金出納帳)についても確認されています。 【未達】 -
		改善策	-

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目(5/6)

原則5	法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。
小項目	小項目なし
対応リスク	H-08 法人としての不十分な情報開示

改善策【JFA】

原則5について、JFAとして下記の取組みを行うことが望ましい。

【原則5】

- ① 各47FA及び9地域FAが開示すべき情報・積極的に開示することが望ましい情報について、JFA内部で議論・検討を行い、指針を示すこと。また、情報開示の際に留意すべきポイント（プライバシーポリシー等）について、各47FA及び9地域FAに対して情報共有を行うこと。
- ② 情報開示に係るウェブサイト・SNSの活用方法等の情報を各47FA及び9地域FA・他スポーツ団体から収集すること。また、当該情報・留意すべきポイント（情報漏えいやSNSの利用等）について、各47FA及び9地域FAに対して情報共有すること。

診断項目	診断	実施されている活動	
小項目なし	制度 Lv3 	現状	【達成】 ① 定款において、公告の方法（電子公告）が定められています。 ② 基本規程において、情報公開に係るルール（情報開示に係る責任者等）が定められています。 【未達】 -
		改善策	① JFAからの情報を参考に、C-FA内で情報開示方針・積極的に開示すべき情報等を定めることが望ましい。
	運用 Lv2 	現状	【達成】 ① 法令において開示が定められている情報以外の積極的に開示すべき情報（大会結果等）について、SNSや動画配信サイトを積極的に活用することにより、開示しています。 ② 法令において開示が定められている情報について、事務局内に据え置くことにより開示されています。 【未達】 ① 法令において開示が定められている情報について、定款において定められている方法（電子公告）では開示されていません。（近日中に開示される予定です。）
		改善策	① 定款を適切に運用し、法令において開示が定められている情報をC-FAウェブサイト（電子公告）で開示すること。 ② JFAからの情報を参考に、情報開示のため、個人情報を取扱う場合には、取扱い方法（プライバシーポリシー、情報漏えい等）に留意することが望ましい。

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目(6/6)

原則6	高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード＜NF向け＞の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。
小項目	小項目なし
対応リスク	H-04 役員の不適切な報酬 H-07 予算執行管理の不備 H-17 個人情報(代表選手やサッカーファミリー等)の漏洩 H-21 会場での自然災害事故 H-22 会場での人的災害事故 M-06 非倫理的行為の取扱いの整備不足(内部通報の取扱い運用不足等)

診断項目	診断	実施されている活動	
(1) 予算執行管理 について	制度 Lv2 	現状	【達成】 ① 予算執行管理に係るルールが、関係する理事及び職員に口頭で周知されています。 【未達】 ① 予算執行管理に係る規程が策定されていません。
		改善策	① JFAからの情報を参考に、予算執行管理に係る規程を策定すること。
	運用 Lv2 	現状	【達成】 ① 予算執行について、理事会で承認されています。 ② 予算実績分析が実施されており、当該分析結果について理事会で報告されています。 【未達】 -
		改善策	① 策定された予算執行管理に係る規程を適切に運用すること。
(2) 役員報酬 について	制度 Lv1 	現状	【達成】 ① 定款において、役員の報酬に係る支給基準(基本的には、無報酬。常勤の理事及び監事に対してのみ、評議会で定められる総額の範囲内で報酬を支給することができる。)が定められています。 【未達】 ① 役員等への謝金の取扱いに係る規程が策定・文書化されていません。
		改善策	① 潜脱的に不当に高額な報酬が役員に対して支給されることを防ぐために、役員の報酬に係る規程とは別に、役員等への謝金の取扱いに係る規程を策定すること。
	運用 Lv1 	現状	【達成】 ① 役員の報酬等について、支給決定額と実際支給額とが一致していることが、当該役員以外の事務局員や外部専門家(税理士法人)によって確認されています。 【未達】 ① 支給される役員等への報酬・謝金について、根拠となる規程が一部策定されていないため、決定プロセスが不透明です。
		改善策	① 策定された役員等への謝金の取扱いに係る規程を適切に運用すること。
(3) 個人情報の 取扱いについ て	制度 Lv0 	現状	【達成】 - 【未達】 ① 個人情報の取扱いの方針・規程が周知されていません。
		改善策	① 個人情報の取扱いの方針・規程を周知すること。
	運用 Lv0 	現状	【達成】 - 【未達】 ① 個人情報を取扱う機会は少ないものの、個人情報が漏洩した場合の対応方針・手順が明確になっておらず、適切に運用されていません。
		改善策	① 個人情報が漏洩した場合の対応方針・手順を明確にし、適切に運用すること。

診断項目	診断	実施されている活動	
(4) 通報窓口 について	制度 Lv2 	現状	【達成】 ① C-FAウェブサイト上に、JFAの通報窓口へのリンクが存在しており、コンプライアンス違反が発生した際には、当該通報窓口に通報することが可能になっています。 ② 上記通報窓口にてC-FAに係る通報等があった場合には、事務局と外部専門家（弁護士）が協働で対応する体制（対応方針・手順）が整備されています。 【未達】 ① C-FAウェブサイト上に、JFAの通報窓口へのリンクが表示されているものの、内部通報者保護等の当該通報窓口の運用に係るルールが策定されていません。
		改善策	① 内部通報者保護等の通報窓口の運用に係るルールを策定すること。
	運用 Lv2 	現状	【達成】 ① 上記体制が適切に運用されており、通報があった場合にはC-FA及び外部専門家（弁護士）によって対応されています。 【未達】 ① 通報窓口へのルートについて、役職員・指導者及び競技者等の協会関係者に対して過去一度も周知されていません。
		改善策	① 研修への組み込み、協会冊子での配布等により、設置された通報窓口を協会関係者に対して周知すること。
(5) 大会・会場運営 について	制度 Lv3 	現状	【達成】 ① JFAの大会運営に関する規則・細則等（競技会規則・大会ガイドライン等）が、理事及び職員に対して周知されています。 【未達】 －
		改善策	－
	運用 Lv3 	現状	【達成】 ① 個々の大会において想定される自然災害の発生可能性や発生時の対応について、事前に協議が実施されています。 【未達】 －
		改善策	－



スポーツ団体ガバナンスコードに 関するヒアリング報告書

D-FA

— 目次 —

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目診断結果	3
------------------------	---

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目診断結果

- ガバナンスの診断基準は、「制度」と「運用」の2つの側面から診断項目を設定し、ガバナンスの診断を行うことである。ガバナンス診断を行う際の、各診断項目の定義は以下のとおりである。
 - 制度:承認者の承認を受け、適用対象者全員に周知されたリスク対応のルールを策定すること(ルールとは方針、業務手順、判断基準をまとめたものであり、名称・形態は問わない)

到達度	診断	Lv	定義
未到達		Lv0	有効なルールがない
		Lv1	ルールが不十分または有効なルールはあるが関係者全員に周知されていない
		Lv2	有効なルールが関係者全員に口頭で周知されている
到達		Lv3	有効なルールが関係者全員に文書で周知されている
		Lv4	文書化・周知されたルールについて協会外部の第三者によるチェックを受けている

- 運用:ルールどおりに取組みを実施すること

到達度	診断	Lv	定義
未到達		Lv0	運用体制(責任者、担当者)がない
		Lv1	運用体制はあるが、ルールを逸脱し、ルールが形骸化している、またはルールが不十分であるため、運用が不十分
		Lv2	運用体制があるが、ルールが徹底されておらず、一部に運用上の不備が見られる
到達		Lv3	運用体制があり、ルールに沿って適切に運用されている
		Lv4	運用体制の取組について協会外部の第三者によるチェックを受けている

組織基盤強化に向けたガバナンス診断

診断結果リスクマトリクス

運用 制度	Lv0 	Lv1 	Lv2 	Lv3 	Lv4 
Lv0 		● 原則3(1)	● 原則3(2)		
Lv1 		● 原則1(3) ● 原則2 ● 原則4(3) ● 原則6(2), (4)	● 原則1(1)	● 原則6(5)	
Lv2 			● 原則6(1)		
Lv3 	● 原則6(3)			● 原則1(4) ● 原則4(1) ● 原則5	
Lv4 					● 原則4(2)

トピックス

- 以下の項目については、事業運営に必要な体制は概ね構築されていると考えられます。
 - 適切な補助金利用
 - JFAの補助金ルール等に従い、適切に補助金申請が行われています。
 - 適切な理事会運営
 - 定款において理事会運営ルールが定められており、当該ルールに則って、適切に理事会が運営されています。また、監事により、協会運営について適切に確認されています。
 - 法令に基づく情報開示
 - 法令において開示が定められている情報は、定款に定められている方法（事務所への掲示）を通して、適切に開示されています。
- 以下の項目については、事業運営に必要な体制は一部構築されているものの、スポーツ団体ガバナンスコードと照らした場合、追加で検討が必要と考えられます。
 - 法令遵守のための取組み
 - 団体に適用される法令・事業運営に当たって適用される法令等に関する情報を収集し、D-FAIに及ぼす影響を把握した上で適切に遵守するための体制や周知方法を整備・運用する必要があります。
 - 基本方針(ビジョン・ミッション等)の策定・公表
 - D-FAI内で基本方針について議論・検討を行い、基本方針を策定し、公表する必要があります。
 - コンプライアンス強化のための取組み
 - JFAから提供される情報やツールを活用し、役職員・指導者及び競技者等に向けたコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス強化を図る必要があります。
 - 会計処理に係るチェック体制の整備
 - 会計処理についてその多くが事務総長が単独で処理を行っていることから、他の職員の雇用や専務理事によるチェック体制の構築等により、会計処理に関して起票と確認を別々の人物が担当するチェック体制を整備する必要があります。

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目(1/6)

原則1	法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。
小項目	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること (2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること (3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること
対応リスク	H-01 理事会の有効性の低下 H-02 監事監査の有効性の低下 H-03 不適格な理事・監事の就任 M-01 理事の倫理観の欠如 M-02 職員の倫理観の欠如

※【診断対象項目】

- 原則1(2) – 全ての47FA及び9地域FAは法人格を有しているため、原則1(2)は適用対象外です。

診断項目	診断	実施されている活動	
(1)	制度 Lv1 	現状	【達成】 ① D-FAウェブサイトにおいて、定款が公表されています。 ② 外部専門家(司法書士・弁護士等)が利用されています。 【未達】 ① 外部専門利用があるものの、法令等に係る情報を定期的に収集する等の団体に適用される法令(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等)を適切に遵守するための体制が整備されていません。
		改善策	① 団体に適用される法令に十分な知見を有する外部専門家(司法書士・弁護士等)・JFAからの情報を参考に、団体に適用される法令を適切に遵守するための体制を整備すること。
	運用 Lv2 	現状	【達成】 ① 過去から定款・団体に適用される法令への違反事案は発生していません。 【未達】 -
		改善策	① 知見を有する専門家・JFAからの情報を参考に、団体に適用される法令遵守のための継続的な情報収集を図ること。
(3)	制度 Lv1 	現状	【達成】 ① 会費に関する規程・事務局規程・役員等選出規程・役員選任規程等の諸規程が策定されています。 【未達】 ① 会費に関する規程・事務局規程・役員等選出規程・役員選任規程等の諸規程は策定されているものの、その他事業運営に当たって必要な規程(コンプライアンス規程等)が、一部策定されていません。 ② 事業運営に当たって適用される法令等を適切に遵守するための体制が整備されていません。
		改善策	① 事業運営に当たって適用される法令等に十分な知見を有する外部専門家(司法書士・弁護士等)・JFAからの情報を参考に、事業運営に当たって適用される法令等を適切に遵守するための規程を策定すること。 ② 知見を有する専門家・JFAからの情報を参考に、事業運営に当たって適用される法令等を適切に遵守するための体制を整備すること。
	運用 Lv1 	現状	【達成】 ① 過去から事業運営に当たって適用される法令等への違反事案は発生していません。 【未達】 -
		改善策	① 策定された規程を適切に運用すること。 ② 整備された事業運営に当たって適用される法令等を適切に遵守するための体制を適切に運用すること。また、法令等に改正があった場合には、規程変更等の対応を適切に行うことが望ましい。
(4)	制度 Lv3 	現状	【達成】 ① 理事会運営規程が策定されています。 ② 定款において、理事の職務及び権限が定められています。 ③ 定款において、監事の職務及び権限が定められています。 ④ 理事の新陳代謝を図る仕組み(定年制)が整備されています。 【未達】 -
		改善策	① 外部理事・女性理事の登用に関して協議を行い、対応方針を策定することが望ましい。 ② 理事会の規模の適正性に関する確認を定期的に行うための仕組みを整備することが望ましい。 ③ 監事監査規程を策定することが望ましい。 ④ 会長・副会長・専務理事の業務領域について、明確に定めることが望ましい。
	運用 Lv3 	現状	【達成】 ① 定款に従い、議事録が適切に作成されています。 【未達】 ① 監事監査においては、財務諸表等だけでなく証憑等についても確認されており、協会運営について適切に確認されています。
		改善策	① 策定された外部理事及び女性理事の対応方針に従って、登用を検討することが望ましい。 ② 整備された理事会の規模の適正性に関して定期的に確認するための仕組みに従って、運用することが望ましい。

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目(2/6)

原則2	組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。
小項目	小項目なし
対応リスク	H-06 策定した計画の不備 L-01 ビジョン、ミッション、価値観の未策定（策定済の場合、浸透状態を含む）

診断項目	診断	実施されている活動	
小項目なし	制度 Lv1 	現状	【達成】 ① 組織運営の基本方針を包含している会長挨拶が策定されています。 ② 自主財源確保のための方策について、事務局内で議論・検討されています。 【未達】 ① 基本方針(ビジョン・ミッション等)が策定されていません。
		改善策	① D-FAの基本方針について事務局・理事会で議論・検討し、基本方針(ビジョン・ミッション等)を策定すること。基本方針策定時には、各委員会・登録者等のステークホルダーからの意見を幅広く収集することが望ましい。 ② JFAからの情報を参考に、財務の健全性確保に係る計画を策定することが望ましい。
	運用 Lv1 	現状	【達成】 ① D-FAウェブサイトにおいて、会長挨拶が公表されています。 【未達】 ① 基本方針(ビジョン・ミッション等)が策定・公表されていません。
		改善策	① 策定された基本方針(ビジョン・ミッション等)について、ウェブサイト・協会冊子等を通して、公表すること。併せて、中期目標・財務の健全性確保に係る計画も公表することが望ましい。

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目(3/6)

原則3	暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。
小項目	(1)役職員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと (2)指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと
対応リスク	H-05 不正な経理処理 H-11 協会関係者によるハラスメント、暴力暴言、差別的行為 H-12 競技関係者によるハラスメント、暴力暴言、差別的行為 H-18 クライシス発生時の危機管理対応 H-22 会場での人的災害事故 M-01 理事の倫理観の欠如 M-02 職員の倫理観の欠如 M-03 選手、監督、コーチの倫理観の欠如 M-04 倫理・コンプライアンスに関するモニタリングと監査の不足 M-06 非倫理的行為の取扱いの整備不足(内部通報の取扱い運用不足等)

診断項目	診断	実施されている活動	
(1)	制度 Lv0 	現状	【達成】 - 【未達】 ① コンプライアンス規程が策定されていません。
		改善策	① JFAからの情報や他FAのコンプライアンス規程を参考に、コンプライアンス規程を策定すること、又は、JFAの倫理規範の準用を検討すること。 ② 上記の規程又は規範の内容を周知すること。
	運用 Lv1 	現状	【達成】 - 【未達】 ① 過去から役職員に対するコンプライアンス研修が実施されていません。
		改善策	① D-FAIに所属する各県FAのコンプライアンス研修の実施状況を把握し、研修が実施されていないFAに所属する役職員・県FAIに所属していない役職員に対しては、他FAの研修受講を可能とする等の対象者が漏れなく受講できるための取組みを実施することが望ましい。 ② 上記①のコンプライアンス研修未受講の役職員に対してJFAコンプライアンス・ハンドブックの活用やJFAから提供される情報やツールを活用等により、定期的に役職員に対するコンプライアンス研修を実施すること。
(2)	制度 	現状	【達成】 - 【未達】 ① コンプライアンス規程が策定されていません。
		改善策	① JFAからの情報や他FAのコンプライアンス規程を参考に、コンプライアンス規程を策定すること、又は、JFAの倫理規範の準用を検討すること。 ② 上記の規程又は規範の内容を周知すること。
	運用 	現状	【達成】 ① 大規模な大会が開催された際に、当該大会に参加するチームの指導者に対してコンプライアンス研修が実施されています。 【未達】 ① 一部で指導者・競技者等に対するコンプライアンス研修が実施されてるものの、D-FAとしてのコンプライアンス研修の必要性、必要な場合の対象者について検討されていません。
		改善策	① D-FAIに所属する各県FAの指導者・競技者に対するコンプライアンス研修実施状況を把握し、D-FA・各県FAのコンプライアンス研修の対象者を明確に定めることが望ましい。 ② 上記①の検討を踏まえ、指導者養成講習会の内容にコンプライアンス研修を織り込むこと等により、指導者に対するコンプライアンス研修を実施すること。また、指導者に対するコンプライアンス研修内において、競技者に対するコンプライアンス指導方針・方法を説明することが望ましい。

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目(4/6)

原則4	公正かつ適切な会計処理を行うべきである。
小項目	(1)財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること (2)国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること (3)会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること
対応リスク	H-05 不正な経理処理 H-14 利益相反取引 M-11 職務分掌と決裁権限が不十分

診断項目	診断	実施されている活動	
(1)	制度 Lv3 	現状	【達成】 ① 会計規程が策定されており、当該内容が経理に係る理事・職員に周知されています。 ② 業務手順マニュアルが策定されており、当該マニュアルが経理に係る理事・職員や各委員会担当者に対して配布されています。 【未達】 -
		改善策	① 理事の利益相反取引に係る規程策定することが望ましい。
	運用 Lv3 	現状	【達成】 ① 定期的に、各委員会担当者に対して、会計処理や各種財務書類作成に関する説明を実施しています。 ② 会計処理に係るルール of 周知及び業務手順マニュアルの配布等により、会計原則等は遵守されています。 【未達】 -
		改善策	① 策定された理事の利益相反取引に係る規程に従って、適切に運用することが望ましい。
(2)	制度 Lv4 	現状	【達成】 ① D-FA独自の補助金利用に係る規程・マニュアル等は策定されていないものの、補助金の支給団体(JFA)策定の補助金利用に係るマニュアル等を遵守し、補助金申請を行うことが定められています。 ② 上記補助金利用に係るマニュアルが、各委員会担当者に対して配布されています。 【未達】 -
		改善策	-
	運用 Lv4 	現状	【達成】 ① 補助金利用に関し、適切な利用のために求められるルールを遵守しています。 ② 補助金支給団体(JFA)による申請内容に関する確認が行われています。 ③ 上記会計処理等に関する説明を実施する際に、併せて補助金利用に関しても説明が実施されています。 【未達】 -
		改善策	-
(3)	制度 Lv1 	現状	【達成】 ① 会計処理について、外部専門家(会計士)が利用されています。 ② 会計士が証憑・伝票・通帳等について確認を実施する体制が整備されています。 【未達】 ① 人材不足等の問題により、協会内で起票及び確認を別々の担当者が実施するチェック体制が整備されていません。
		改善策	① 外部に確認作業を委託する等により、会計処理について、起票者とは別の人物が確認作業を実施するD-FA内のチェック体制を整備すること。
	運用 Lv1 	現状	【達成】 ① 会計士により、証憑・伝票・通帳等について確認されています。 【未達】 -
		改善策	① 整備されたチェック体制に従って、適切に会計処理について確認すること。

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目(5/6)

原則5	法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。
小項目	小項目なし
対応リスク	H-08 法人としての不十分な情報開示

診断項目	診断	実施されている活動	
小項目なし	制度 Lv3 	現状	【達成】 ① 定款において、公告の方法が定められています。 ② 情報公開に関する規程が策定されています。 【未達】 -
		改善策	① 情報開示に係る責任者を定めることが望ましい。 ② JFAからの情報を参考に、D-FA内で情報開示方針・積極的に開示すべき情報等を定めることが望ましい。
	運用 Lv3 	現状	【達成】 ① D-FAに掲示することにより、適切に貸借対照表・正味財産増減計算書等が開示されています。 【未達】 -
		改善策	① D-FA内で定められた方針に従い、ウェブサイト・SNSツール等において、積極的に情報開示を行うことが望ましい。 ② JFAからの情報を参考に、情報開示のため、個人情報を取扱う場合には、取扱い方法（プライバシーポリシー、情報漏えい等）に留意することが望ましい。

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目(6/6)

原則6	高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード＜NF向け＞の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。
小項目	小項目なし
対応リスク	H-04 役員の不適切な報酬 H-07 予算執行管理の不備 H-17 個人情報(代表選手やサッカーファミリー等)の漏洩 H-21 会場での自然災害事故 H-22 会場での人的災害事故 M-06 非倫理的行為の取扱いの整備不足(内部通報の取扱い運用不足等)

診断項目	診断	実施されている活動	
(1) 予算執行管理 について	制度 Lv2 	現状	【達成】 ① 予算執行管理に係るルールが、関係する理事及び役職員に口頭で周知されています。 【未達】 ① 予算執行管理に係る規程が策定されていません。
		改善策	① JFAからの情報を参考に、予算執行管理に係る規程を策定すること。
	運用 Lv2 	現状	【達成】 ① 予算執行について、理事会で承認されています。 ② 予算実績分析が実施されており、当該分析結果について理事会で報告されています。 【未達】 -
		改善策	① 策定された予算執行管理に係る規程を適切に運用すること。
(2) 役員報酬 について	制度 Lv1 	現状	【達成】 ① 役員の報酬及び費用弁償に関する規程が策定されています。 【未達】 ① 役員等への謝金の取扱いに係る規程が策定されていません。
		改善策	① 潜脱的に不当に高額な報酬が役員に対して支給されることを防ぐために、役員の報酬に係る規程とは別に、役員等への謝金の取扱いに係る規程を策定すること。
	運用 Lv1 	現状	【達成】 ① 役員の報酬等について、支給決定額と実際支給額とが一致していることが、当該役員以外の事務局員や外部専門家(会計士)によって確認されています。 【未達】 ① 支給される役員等への報酬・謝金について、根拠となる規程が一部策定されていないため、決定プロセスが不透明です。
		改善策	① 策定された役員等への謝金の取扱いに係る規程を適切に運用すること。
(3) 個人情報の 取扱いについ て	制度 Lv3 	現状	【達成】 ① 個人情報の保護に関する基本規程が策定されています。 ② 個人情報の保護に関する基本規程について、理事及び役職者に対して周知されています。 【未達】 -
		改善策	-
	運用 Lv0 	現状	【達成】 - 【未達】 ① 個人情報を取扱う機会は少ないものの、個人情報が漏洩した場合の対応方針・手順が明確になっておらず、適切に運用されていません。
		改善策	① 個人情報が漏洩した場合の対応方針・手順を明確にし、適切に運用すること。

診断項目	診断	実施されている活動	
(4) 通報窓口 について	制度 Lv1 	現状	【達成】 ① D-FAウェブサイトにおいて問い合わせフォームが設置・電話番号等の問い合わせ先が公表されています。 【未達】 ① 問い合わせフォーム・電話番号等の問い合わせが公表されているものの、コンプライアンス違反の情報を積極的に収集するための通報窓口が設置されていません。 ② 通報等があった場合の対応方針・手順が定められていません。
		改善策	① D-FA内で発生したコンプライアンス違反を早期発見するため、通報窓口を設置すること又はD-FAウェブサイトにおいて、JFAの通報窓口へのリンクを表示すること。また、当該通報窓口の運用に係るルールを策定すること。 ② JFAからの情報を参考に、通報等があった場合の対応方針・手順を議論・検討し、定めること。
	運用 Lv1 	現状	【達成】 - 【未達】 ① 通報があった場合の対応方針・手順が定められておらず、通報ごとの個別対応となっています。
		改善策	① 協会冊子での配布・事務局内の閲覧可能な場所に掲示する・HP上で公表すること等により、設置された通報窓口を協会関係者に対して周知すること。 ② 定められた通報時の対応方針・手順を適切に運用すること。
(5) 大会・会場運営 について	制度 Lv1 	現状	【達成】 - 【未達】 ① JFAの大会運営に関する規則・細則等(競技会規則・大会ガイドライン等)が、理事及び職員に対して周知されていません。
		改善策	① 書類として配布する又はJFAのウェブサイトにて上記規程・細則等が開示されている旨を周知する等により、JFAの大会運営に関する規則・細則等(競技会規則・大会ガイドライン等)の内容について、大会運営に係る理事及び職員に周知すること。
	運用 Lv3 	現状	【達成】 ① 個々の大会において想定される自然災害の発生可能性や発生時の対応について、事前に協議が実施されています。 【未達】 -
		改善策	-



スポーツ団体ガバナンスコードに 関するヒアリング報告書

E-FA

— 目次 —

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目診断結果	3
------------------------	---

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目診断結果

- ガバナンスの診断基準は、「制度」と「運用」の2つの側面から診断項目を設定し、ガバナンスの診断を行うことである。ガバナンス診断を行う際の、各診断項目の定義は以下のとおりである。
 - 制度:承認者の承認を受け、適用対象者全員に周知されたリスク対応のルールを策定すること(ルールとは方針、業務手順、判断基準をまとめたものであり、名称・形態は問わない)

到達度	診断	Lv	定義
未到達		Lv0	有効なルールがない
		Lv1	ルールが不十分または有効なルールはあるが関係者全員に周知されていない
		Lv2	有効なルールが関係者全員に口頭で周知されている
到達		Lv3	有効なルールが関係者全員に文書で周知されている
		Lv4	文書化・周知されたルールについて協会外部の第三者によるチェックを受けている

- 運用:ルールどおりに取組みを実施すること

到達度	診断	Lv	定義
未到達		Lv0	運用体制(責任者、担当者)がない
		Lv1	運用体制はあるが、ルールを逸脱し、ルールが形骸化している、またはルールが不十分であるため、運用が不十分
		Lv2	運用体制があるが、ルールが徹底されておらず、一部に運用上の不備が見られる
到達		Lv3	運用体制があり、ルールに沿って適切に運用されている
		Lv4	運用体制の取組について協会外部の第三者によるチェックを受けている

組織基盤強化に向けたガバナンス診断

診断結果リスクマトリクス

運用 制度	Lv0 	Lv1 	Lv2 	Lv3 	Lv4 
Lv0 					
Lv1 	● 原則6(3)	● 原則6(2)	● 原則1(1) ● 原則3(1)	● 原則3(2)	
Lv2 			● 原則1(3) ● 原則6(1),(4)	● 原則4(1)	
Lv3 				● 原則1(4) ● 原則2 ● 原則5 ● 原則6(5)	
Lv4 					● 原則4(2), (3)

トピックス

- 以下の項目については、事業運営に必要な体制は概ね構築されていると考えられます。
 - 公正かつ適切な会計処理
 - JFAの補助金ルール等に従い、適切に補助金申請が行われています。
 - 会計処理について、事務局内に適切なチェック体制があり、また税理士により定期的に確認が行われています。
 - 適切な理事会運営
 - 定款において理事会運営ルールが定められており、当該ルールに則って、適切に理事会が運営されています。また、監事により、協会運営について適切に確認されています。
 - 基本方針(ビジョン・ミッション等)の策定・公表
 - 基本方針(ビジョン・ミッション等)及び当該方針に基づいた中長期計画が、策定・公表されています。
 - 法令に基づく情報開示
 - 法令において開示が定められている情報は、定款に定められている方法(事務所への掲示)にて、適切に開示されています。
- 以下の項目については、事業運営に必要な体制は一部構築されているものの、スポーツ団体ガバナンスコードと照らした場合、追加で検討が必要と考えられます。
 - 法令遵守のための取組み
 - 団体に適用される法令・事業運営に当たって適用される法令等に関する情報を収集し、E-FAIに及ぼす影響を把握した上で適切に遵守するための体制や周知方法を整備・運用する必要があります。
 - コンプライアンス強化のための取組み
 - JFAから提供される情報やツールを活用し、役職員・指導者及び競技者等に向けたコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス強化を図る必要があります。
- 以下の項目は、スポーツ団体ガバナンスコードで要求されている水準以上の取組みを実施していると考えられます。
 - 広報誌発行による情報発信
 - 定期的にE-FAの広報誌が作成・関係者に配布されています。当該取組みにより、諸規程・基本方針・事業計画等について広く周知されています。
 - 補助金業務に係る工数削減のための取組み
 - 定期的に各委員会経理担当者に対して経理研修会が実施されており、当該研修会の中で補助金業務に関わる説明が実施されています。これにより、各委員会が補助金業務を適切に実施できるようになり、事務局による修正等のための工数が削減されています。

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目(1/6)

原則1	法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。
小項目	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること (2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること (3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること
対応リスク	H-01 理事会の有効性の低下 H-02 監事監査の有効性の低下 H-03 不適格な理事・監事の就任 M-01 理事の倫理観の欠如 M-02 職員の倫理観の欠如

※【診断対象項目】

- 原則1(2) – 全ての47FA及び9地域FAは法人格を有しているため、原則1(2)は適用対象外です。

診断項目	診断	実施されている活動	
(1)	制度 Lv1 	現状	【達成】 ① (定款・その他諸規程を含む)E-FA広報誌が定期的に作成・協会関係者に配布されており、定款について周知されています。 【未達】 ① 団体に適用される法令を適切に遵守するための体制が整備されていません。
		改善策	① 団体に適用される法令に十分な知見を有する外部専門家(司法書士・弁護士等)・JFAからの情報を参考に、団体に適用される法令を適切に遵守するための体制を整備すること。
	運用 Lv2 	現状	【達成】 ① 過去から定款・団体に適用される法令への違反事案は発生していません。 【未達】 -
		改善策	① 知見を有する専門家・JFAからの情報を参考に、団体に適用される法令遵守のための継続的な情報収集を図ること。
(3)	制度 Lv2 	現状	【達成】 ① 運営規程・就業規則が策定されています。未策定の規程については、JFAの規程を準用することが、E-FA内で定められています。 【未達】 ① 事業運営に当たって適用される法令等を適切に遵守するための体制が整備されていません。
		改善策	① 知見を有する専門家・JFAからの情報を参考に、事業運営に当たって適用される法令等を適切に遵守するための体制を整備すること。 ② JFAの規程を準用する場合においても、JFAでは未策定であるがE-FAとして策定する必要がある規程・E-FAに適用する上で、一部修正等が必要な規程等について、E-FA内で議論・検討することが望ましい。
	運用 Lv2 	現状	【達成】 ① 過去から事業運営に当たって適用される法令等への違反事案は発生していません。 ② 事業運営に当たって適用される法令等の改正に関する情報を収集するため、内閣府ウェブサイト・外部専門家(税理士)を利用しています。 ③ 法令改正に関する情報が、必要に応じて、理事及び職員に対して周知されています。 ④ 法令改正に関する情報を元に、必要に応じて、規程の策定又は改定が実施されています。 【未達】 ① 事業運営に当たって適用される法令等の情報を遵守するため、上記取組みが実施されているものの、法令改正等の情報を漏れなく収集するための体制が整備・運用されていません。
		改善策	① 整備された事業運営に当たって適用される法令等を適切に遵守するための体制を適切に運用すること。
(4)	制度 Lv3 	現状	【達成】 ① 定款において、理事会運営ルールが定められています。 ② 定款において、理事の職務権限規定が定められています。また、理事の職務権限表が作成されています。 ③ 定款において、監事の職務権限規定が定められています。 ④ 女性理事の登用に関して、E-FA内で議論・検討が実施されています。 【未達】 -
		改善策	① 外部理事の登用に関しても協議を行い、対応方針を策定することが望ましい。 ② 理事会の規模の適正性に関する確認を定期的に行うための仕組みを整備することが望ましい。 ③ 定年制や再任を禁止する等の理事の新陳代謝を図る仕組みを整備することが望ましい。 ④ 監査規程を策定することが望ましい。
	運用 Lv3 	現状	【達成】 ① 定款に従い、議事録が適切に作成されています。 ② 理事会には毎回必ず1名以上の監事が出席しており、協会運営について適切に確認されています。 【未達】 -
		改善策	① 策定された外部理事及び女性理事の対応方針に従って、登用を検討することが望ましい。 ② 整備された理事会の規模の適正性に関して定期的に確認するための仕組みに従って、運用することが望ましい。 ③ 整備された理事の新陳代謝を図る仕組みに従って、運用することが望ましい。

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目(2/6)

原則2	組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。
小項目	小項目なし
対応リスク	H-06 策定した計画の不備 L-01 ビジョン、ミッション、価値観の未策定（策定済の場合、浸透状態を含む）

診断項目	診断	実施されている活動	
小項目なし	制度 Lv3 	現状	【達成】 ① 基本方針(ビジョン・ミッション等)・中長期計画が策定されています。また、当該基本方針・中長期計画を策定する上では、ステークホルダーである企業・E県スポーツ振興課等との対話が実施されています。 ② 過去に、E-FA全体としてではなく、各委員会ごとの基本方針についても策定されています。 ③ 財務健全性に係る計画が策定されています。 ④ 自主財源確保のための方策について、E-FA内で議論・検討がされています。 【未達】 -
		改善策	-
	運用 Lv3 	現状	【達成】 ① 基本方針(ミッション・ビジョン等)・中長期計画・各委員会ごとの基本方針・財務健全性に係る計画について、E-FA広報誌・E-FA50周年記念冊子・ウェブサイト等において公表されています。 ② 中長期計画が定期的に見直し・更新されています。 【未達】 -
		改善策	① 策定された財務健全性に係る計画について、E-FA広報誌・ウェブサイト等において公表することが望ましい。

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目(3/6)

原則3	暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。
小項目	(1)役職員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと (2)指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと
対応リスク	H-05 不正な経理処理 H-11 協会関係者によるハラスメント、暴力暴言、差別的行為 H-12 競技関係者によるハラスメント、暴力暴言、差別的行為 H-18 クライシス発生時の危機管理対応 H-22 会場での人的災害事故 M-01 理事の倫理観の欠如 M-02 職員の倫理観の欠如 M-03 選手、監督、コーチの倫理観の欠如 M-04 倫理・コンプライアンスに関するモニタリングと監査の不足 M-06 非倫理的行為の取扱いの整備不足(内部通報の取扱い運用不足等)

診断項目	診断	実施されている活動	
(1)	制度 Lv1 	現状	【達成】 ① コンプライアンス規程は策定されていないものの、就業規則内の服務規律において、職員に対するコンプライアンスに係る規定（セクシャルハラスメント・パワーハラスメントの禁止、個人情報保護について等）が定められています。 ② 上記就業規則が、事務局内に常時閲覧可能な状態で保管されています。 【未達】 ① コンプライアンスに係る規定が一部就業規則にて定められているものの、網羅的に具体的な遵守事項を定めたコンプライアンス規程が策定されていません。
		改善策	① JFAからの情報や他FAのコンプライアンス規程を参考に、コンプライアンス規程を策定すること、又は、JFAの倫理規範の準用を検討すること。 ② 上記の規程又は規範の内容を周知すること。
	運用 Lv2 	現状	【達成】 ① 昨年度のウェルフェア・オフィサー研修会内において、外部講師によるアンガーマネジメント講座が開催されており、受講を希望したE-FA役職員も当該講座を受講しました。 【未達】 ① 上記講座が開催されたものの、内容が網羅的ではなく、また定期に開催されていません。
		改善策	① JFAコンプライアンス・ハンドブックの活用やJFAから提供される情報やツールを活用等により、定期的に、役職員に対するコンプライアンス研修を実施すること。また、理事会に併せてコンプライアンス研修を実施する、E-Learningを活用する等の対象者が漏れなく受講できるための取組みを実施することが望ましい。
(2)	制度 Lv1 	現状	【達成】 - 【未達】 ① 指導者・競技者等に対するコンプライアンス規程が策定されていません。
		改善策	① JFAからの情報や他FAのコンプライアンス規程を参考に、コンプライアンス規程を策定すること、又は、JFAの倫理規範の準用を検討すること。 ② 上記の規程又は規範の内容を周知すること。
	運用 Lv3 	現状	【達成】 ① 指導者講習会で、コンプライアンスに関する説明が実施されています。 ② 幅広い種別に対して、ウェルフェア・オフィサー講習会を開催しています。また、ウェルフェア・オフィサー講習会の中において、外部講師によるアンガーマネジメント講座を開催する等の内容拡充のための取組みが実施されています。 ③ E-FAに所属するジュニアチームの指導者に対して、コンプライアンス関連冊子の配布・コンプライアンスに関する説明が実施されています。 ④ 広報誌において、JFAの暴力根絶の宣言等が公表されています。 【未達】 -
		改善策	① 指導者に対するコンプライアンス研修内において、競技者に対するコンプライアンス遵守の指導方針・方法等を説明することが望ましい。

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目(4/6)

原則4	公正かつ適切な会計処理を行うべきである。
小項目	(1)財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること (2)国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること (3)会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること
対応リスク	H-05 不正な経理処理 H-14 利益相反取引 M-11 職務分掌と決裁権限が不十分

診断項目	診断	実施されている活動	
(1)	制度 Lv2 	現状	【達成】 ① 旅費規程・運営規程が策定されています。 ② 理事の透明性を確保するため、運営規程において、理事の取引の制限について定められています。 【未達】 ① 会計処理に係るルールが口頭にて周知されているものの、会計処理全体に係る経理規程や詳細な業務手順を定めた経理マニュアルが文書化されていません。
		改善策	① 業務の属人化を防ぐため、他FAの規程を参考にする事等により、経理規程・経理マニュアルを文書化すること。 ② 事務局内の閲覧可能な場所に掲示する・定期的に各委員会担当者に対する研修会を実施すること等により、策定された経理規程・経理マニュアルについて、定期的に経理業務に関係する理事及び職員等の関係者に対して周知すること。
	運用 Lv3 	現状	【達成】 ① 経理規程や経理マニュアルは文書化されていないものの、会計処理に係るルールが口頭で周知されており、会計原則等は遵守されています。 ② 新しく就任する理事に対して、運営規程において定められている理事の取引の制限について説明が実施されており、当該規程が適切に運用されています。 ③ 理事及び各種委員会の経理担当者等に対しての経理研修会が、定期的に開催されています。 【未達】 -
		改善策	① 策定された経理規程や経理マニュアル・監事監査に関する規程に従って、適切に運用すること。
(2)	制度 Lv4 	現状	【達成】 ① E-FA独自の補助金利用に係る規程・マニュアル等は策定されていないものの、補助金の支給団体(JFA及びE県体育協会)策定の補助金利用に係るマニュアル等を遵守し、補助金申請を行うことが定められています。 【未達】 -
		改善策	-
	運用 Lv4 	現状	【達成】 ① 補助金利用に関し、適切な利用のために求められるルールを遵守しています。 ② 補助金支給団体(JFA及びE県体育協会)による申請内容に関する確認が行われています。 ③ 経理研修会にて、各委員会の経理担当者に対して補助金利用に係る説明が実施されています。 【未達】 -
		改善策	-
(3)	制度 Lv4 	現状	【達成】 ① 会計処理について、起票及び確認を別々の担当者が実施するチェック体制が整備されています。 ② 会計処理について、外部専門家(税理士)が利用されており、税理士へ容易に相談することが可能な体制が整備されています。 ③ 事務局内でのチェック後、税理士が伝票確認を実施するチェック体制が整備されています。 【未達】 -
		改善策	-
	運用 Lv4 	現状	【達成】 ① 上記チェック体制(事務局内・税理士)が適切に運用されています。 【未達】 -
		改善策	-

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目(5/6)

原則5	法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。
小項目	小項目なし
対応リスク	H-08 法人としての不十分な情報開示

診断項目	診断	実施されている活動	
小項目なし	制度 Lv3 	現状	【達成】 ① 定款において、公告の方法が定められています。 ② E-FA内で、情報開示に関する基準(公開してはいけない情報・積極的に開示すべき情報等)について、周知されています。 【未達】 -
		改善策	① JFAからの情報を参考に、開示対象書類・開示申請・開示方法等が定められた情報開示に係る規程を策定することが望ましい。 ② 情報開示に係る責任者を定めることが望ましい。
	運用 Lv3 	現状	【達成】 ① E-FA内への掲示・E-FAウェブサイトでの公表により、適切に貸借対照表・正味財産増減計算書等が開示されています。 ② ウェブサイト・SNS・広報誌等において、ステークホルダーから開示の要望が多い情報(大会情報等)を積極的に開示しています。 ③ 個人情報を含む情報(試合結果等)を開示する場合には、プライバシーポリシーを広く公表・個人情報を開示することに対する同意を取得することが徹底されています。 【未達】 -
		改善策	① JFA及び他FAからの情報を参考に、E-FAの価値向上のため、より積極的にウェブサイト・SNS等を活用することを検討することが望ましい。

スポーツ団体ガバナンスコード関連項目(6/6)

原則6	高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード＜NF向け＞の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。
小項目	小項目なし
対応リスク	H-04 役員の不適切な報酬 H-07 予算執行管理の不備 H-17 個人情報(代表選手やサッカーファミリー等)の漏洩 H-21 会場での自然災害事故 H-22 会場での人的災害事故 M-06 非倫理的行為の取扱いの整備不足(内部通報の取扱い運用不足等)

診断項目	診断	実施されている活動	
(1) 予算執行管理 について	制度 Lv2 	現状	【達成】 ① 予算執行管理に係るルールが、関係する理事及び職員に口頭で周知されています。 【未達】 ① 運営規程において、一部予算執行管理に係る規定が定められているものの、予算実績分析の実施等が定められておらず、内容が不十分です。
		改善策	① JFAからの情報を参考に、予算執行管理に係る規程を策定すること。
	運用 Lv2 	現状	【達成】 ① 予算執行について、理事会で承認されています。 ② 予算実績分析が実施されており、当該分析結果について、理事会で報告されています。 【未達】 －
		改善策	① 策定された予算執行管理に係る規程を適切に運用すること。
(2) 役員報酬 について	制度 Lv1 	現状	【達成】 ① 定款において、役員の報酬に係る支給基準（基本的には、無報酬。常勤の理事及び監事に対してのみ、社員総会で定められる総額の範囲内で、別に定める支給基準に従って、報酬が支給されることができる。）が定められています。 【未達】 ① 旅費規程が策定されているものの、役員等への謝金の取扱いに係る規程が策定されていません。
		改善策	① 潜脱的に不当に高額な報酬が役員に対して支給されることを防ぐために、役員の報酬に係る規程とは別に、役員等への謝金の取扱いに係る規程を策定すること。
	運用 Lv1 	現状	【達成】 ① 役員の報酬等について、支給決定額と実際支給額とが一致していることが、当該役員以外の事務局員や外部専門家（税理士）によって確認されています。 【未達】 ① 支給される役員等への報酬・謝金について、根拠となる規程が一部策定されていないため、決定プロセスが不透明です。
		改善策	① 策定された役員等への謝金の取扱いに係る規程を適切に運用すること。
(3) 個人情報の 取扱いについ て	制度 Lv1 	現状	【達成】 ① 個人情報の取扱いに関する責任者が定められています。 ② 個人情報の取扱いの方針・規程について、理事及び役職者に対して周知されています。 ③ 就業規則内の服務規律において、職員に対する個人情報保護規定が定められています。また、上記規定において定められている以外の事項については、JFAの個人情報保護規則を準用することが、E-FA内で定められています。 【未達】 ① 就業規則内の個人情報保護規定及びJFAの個人情報保護規則において、個人情報の取扱いについて網羅的に定められていません。
		改善策	① JFAからの情報を参考に、網羅的に個人情報の取扱いについて定められた個人情報の取扱いに係る規程を策定すること。
	運用 Lv0 	現状	【達成】 － 【未達】 ① 個人情報を取扱う機会は少ないものの、就業規則内の個人情報保護規定及びJFAの個人情報保護規則において、個人情報が漏洩した場合の対応方針・手順が定められていません。
		改善策	① JFAからの情報を参考に、個人情報が漏洩した場合の対応方針・手順を含めた個人情報の取扱いに係る規程を策定すること。

診断項目	診断	実施されている活動	
(4) 通報窓口 について	制度 Lv2 	現状	【達成】 ① 広報誌・ウェブサイトにおいて公表されている電話番号・問い合わせフォームを通じて通報があった場合には、規律委員会を中心に対応し、最終判断は業務執行理事会にて行う対応方針・手順が定められています。 ② コンプライアンス違反について、処分を行う必要があった場合には、JFAの処分基準を準用することが、E-FA内で定められています。 ③ 就業規則において、公益通報者保護について定められています。 【未達】 ① 電話番号・問い合わせフォームが広報誌・ウェブサイトにおいて公表されているものの、コンプライアンス違反の情報を積極的に収集するための通報窓口が設置されていません。 ② 上記通報があった場合の対応方針・手順について、口頭で周知されているものの、文書化されていません。
		改善策	① E-FA内で発生したコンプライアンス違反を早期発見するため、通報窓口を設置する又はE-FAウェブサイトにおいて、JFAの通報窓口へのリンクを表示すること。また、当該通報窓口の運用に係るルールを策定すること。 ② JFAからの情報を参考に、通報等があった場合の対応方針・手順について、文書化すること。
	運用 Lv2 	現状	【達成】 ① 制度としての通報窓口は設置されていないものの、通報等があった場合には上記の対応方針・手順に則って、対応がされています。 【未達】 －
		改善策	① 広報誌での配布・事務局内の閲覧可能な場所に掲示する・HP上で公表すること等により、設置された通報窓口を協会関係者に対して周知すること。
(5) 大会・会場運営 について	制度 Lv3 	現状	【達成】 ① JFAの大会運営に関する規則・細則等(競技会規則・大会ガイドライン等)が、理事及び職員に対して周知されていません。 【未達】 －
		改善策	－
	運用 Lv3 	現状	【達成】 ① 個々の大会において想定される自然災害の発生可能性や発生時の対応について、事前に協議が実施されています。 【未達】 －
		改善策	－